

住宅金融普及協会役員給与支給規程

制定：平成10. 3.31 住協規程第1号
最終改正：平成18. 4. 1 住協規程第5号

(総則)

第1条 財団法人住宅金融普及協会の常勤の役員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

2 非常勤の役員の給与については、これを支給しない。

(給与)

第2条 常勤の役員(以下「役員」という。)の給与は、年俸とする。

2 前項の年俸は、次の各号に定める一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に定める指定職俸給表適用職員が受ける年間給与に準じた額を上限とし、当該役員の役職、財団の資産及び収支状況等を勘案して会長が定める。

- 一 会長 指定職俸給表6号俸
- 二 副会長 指定職俸給表4号俸
- 三 常務理事 指定職俸給表3号俸

(俸給月額)

第3条 給与は、年俸を12で除して得た額(以下「俸給月額」という。)とし、これを毎月支給する。

(俸給月額の支給定日及び支払方法)

第4条 役員の俸給月額の支給定日は、毎月20日(その日が住宅金融普及協会就業規則(昭和54年住協規程第1号)第17条に定める休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)とする。

2 俸給月額は、通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は別に定めるものがあるときは、俸給月額の一部を控除して支払うことができる。

(新たに役員となった者及び役員を解任された者の俸給月額)

第5条 月の初日以外の日において新たに役員に任命され、又は月の末日以外の日において役員を解任された者に対する任命又は解任当月分の俸給月額については、それぞれ第3条に規定する額を当月分の土曜日及び日曜日以外の日数で除した得た額に、その者が新たに役員となった日から当該月の末日に至るまで、又は当該月の初

日からその者が役員を解任された日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日数を乗じて得た額を支給する。ただし、月の末日以外の日において死亡した役員に対する死亡当月分については、俸給月額を支給する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する役員に対して支給する。

2 通勤手当の月額は、一般職の職員の給与に関する法律第12条第2項に規定する額とし、第4条に規定する支給定日に俸給月額と併せて支給する。

3 第2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定及びその他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。